

## 大仙市事業者生産性向上支援事業 Q&A

### Q1:大仙市事業者生産性向上支援事業とは何ですか

A:世界情勢の著しい変化に伴い、燃料費や原材料価格の高騰が長期化しており、今後も事業者負担の増加が懸念されています。

本事業は、市内事業者の経営基盤の強化を図るため、省エネ化・省力化・デジタル化につながる設備導入等に要する初期投資費用の一部を支援するものです。

### Q2:申請にあたって注意することはありますか。

A:本事業では、申請前の事前相談を必須としています。

設備内容や事業内容によって補助対象可否が異なるため、購入・契約前にご相談ください。

### Q3:どのような事業者が対象となりますか。

A:市内に事業所を有し、今後も事業継続の意思がある中小企業者等を対象としています。

対象となるのは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者であり、会社法に定める会社、個人事業者等です。ただし、主たる事業が農業、林業又は漁業である場合や、国又は地方公共団体から資本金等の出資を受けている場合は対象外です。

また、市税に滞納がないことが要件となります。

### Q4:個人事業主も対象となりますか。

A:対象となります。

ただし、市内に事業所を有していること、今後も事業継続の意思があること、市税に滞納がないこと等の要件を満たす必要があります。

### Q5:市外在住の個人事業主ですが、市内で事業所を有している場合に対象となりますか。

A 市外在住であっても、大仙市に納税しており、要件を満たす場合には対象となります。なお、市内在住者が市外で事業所を有する場合には対象となりません。

### Q6:創業予定でも申請できますか。

A:本事業は、省エネ化・省力化・デジタル化により既存事業の生産性向上を図り、付加価値の創出につなげることを目的としています。そのため、既存事業の効率化等を対象としており、創業予定のみの場合は対象外となります。ただし、内容によっては創業支援事業の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

**Q7: どのような経費が対象となりますか。**

A: 設備購入費、ソフトウェア導入費及びそれに伴うハード機器導入費など、直接的に生産性向上につながる設備導入に係る初期投資経費が対象となります。

なお、単なる老朽設備の更新ではなく、事業課題の解決や業務効率化、省エネルギー化等につながる取組であることが必要です。

**Q8: どのような経費が対象外になりますか。**

A: 次のような経費は対象外となります。

- ・汎用性が高く、事業目的外での使用が想定されるもの
- ・単なる老朽設備の更新に留まるもの
- ・直接的な生産性向上効果が確認しにくいもの
- ・中古品
- ・リース、レンタル等による調達経費

**【対象外の例】**

- ・一般的な LED 照明設備
- ・パソコン及び周辺機器
- ・一般的な事務用・店舗用エアコン等の冷暖房設備
- ・乗用車等の車両
- ・家庭用電化製品に類する設備 など

**Q9: 省エネ化は具体的にどのようなものが該当しますか**

A: 設備導入によって、エネルギー消費量の削減につながる取組を対象とします。

設備は、原則として「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」第149条第1項に基づく、いわゆるトップランナー制度における省エネ基準達成率100%以上のものとします。

**【設備例】**

- ・工作機械
- ・生産ライン設備
- ・高効率冷凍冷蔵設備
- ・業務用厨房機器
- ・高効率ボイラー
- ・コンプレッサー など

※単なる老朽設備の更新や、汎用的な設備導入のみでは対象となりません。

**Q10:省力化は具体的にどのようなものが該当しますか**

A:設備導入によって、作業工程や作業時間の短縮、人が行っていた既存業務の自動化等を図り、生産性向上につながる取組を対象とします。

**【設備例】**

- ・自動精算機
- ・券売機
- ・業務用ロボット
- ・自動食器洗浄機
- ・オートラベラー
- ・スチームコンベクションオーブン など

※中小企業省力化投資補助金の製品カタログも参考となります。

**Q11:デジタル化は具体的にどのようなものが該当しますか**

A:デジタルツールを導入することによって、既存業務の自動化や業務精度の向上、業務効率化を図り、付加価値向上や生産性向上につながる取組を対象とします。

**【設備例】**

- ・キャッシュレス決済システム
- ・セルフオーダーシステム
- ・セルフレジシステム
- ・在庫管理システム
- ・受発注管理システム など

**Q12:エアコンの更新は対象になりますか。**

A:一般的な事務用・店舗用の空調設備更新は、単なる老朽更新とみなされるため、原則として対象外です。ただし、製造工程や冷却工程など事業活動に直接必要な設備であり、明確な省エネ効果や生産性向上効果が確認できる場合は、対象となる場合があります。

**Q13:パソコンやタブレットは対象となりますか。**

A:パソコン、タブレット及び周辺機器は、汎用性が高く、事業目的外での使用も可能であるため、原則として対象外です。ただし、専用システムと一体不可分で導入する場合など、設備の一部として必要不可欠であると認められる場合は対象となる場合があります。

**Q14:車両の購入は対象となりますか。**

A:乗用車、営業車等の車両購入は対象外です。

ただし、生産工程や事業活動に直接用いる特殊車両や専用設備については、個別に判断する場合があります。

**Q15:業務用ではなく、一般家庭用の設備は対象となりますか。**

A:原則として、家庭用製品に類する汎用設備は対象外です。

ただし、設置場所が事業所(店舗)内であり、事業専用として使用されること、事業内容に対して適切な仕様で生産性向上に資すること等を確認した上で、対象可否を判断します。

※事務所等の事業と関係のない場所への設置や、自宅兼用として使用する場合は対象外です。

**Q16:現在行っていない業務に対する設備導入の場合は対象となりますか。**

A:省エネ化・省力化については既存業務の効率化を対象としているため、新規事業に係る設備導入は原則として対象外です。ただし、デジタル化については、EC サイト開設による販路拡大など、既存事業の付加価値向上につながる取組は対象となる場合があります。

**Q17:事業を直接行わない場所(事務所等)の設備導入は対象となりますか。**

A:原則として、事業に直接用いられる設備等の導入を対象としているため、対象外です。

ただし、バックオフィス業務の効率化に資する IT システム導入等により、人員を事業部門へ振り分けることが可能となる取組については、対象となる場合がありますのでご相談ください。

**Q18:申請前に購入・契約した設備は対象となりますか。**

A:本事業では、令和8年4月27日以降に着手した事業を補助対象としています。

そのため、申請前に契約・購入等を行った場合であっても、令和8年4月27日以降に着手したものであり、かつ本事業の要件を満たす場合は、補助対象となる場合があります。

なお、本事業では、申請前の事前相談を必須としており、設備内容や事業内容を確認した上で、申請手続きをご案内します。設備内容によっては補助対象外となる場合がありますので、購入・契約前に必ずご相談ください。また、補助対象となるためには、契約日、発注日、納品日、支払日等が確認できる書類の提出が必要です。

**Q19:リースやレンタルによる導入は対象となりますか。**

A:リース、レンタル等による導入は対象外です。

事業者が所有する設備導入を対象としています。

**Q20:中古設備は対象となりますか。**

A:中古設備は対象外です。

本事業では、事業効果や性能、省エネ性能等を適切に確認するため、新品設備のみを対象としています。

Q21:デジタル化の場合、月々の使用料等は対象となりますか。

A:月額利用料、保守料、通信費等のランニングコストは対象なりません。

本事業では、生産性向上につながる設備やシステム導入に係る初期投資費用を対象としており、継続的に発生する使用料等については補助対象外となります。

Q22:省エネ・省力化型とデジタル化型は併用可能ですか。

A:同一事業での併用はできません。

Q23:他の補助金との併用は可能ですか。

A:国、県、市等の他の補助制度との併用はできません。

Q24:10万円以下の設備を複数購入し、合計額が対象経費の範囲となる場合は対象になりますか。

A:対象となるかどうかは、設備単位で判断します。

そのため、稼働可能な設備 1 式あたりの取得価格が 10 万円以下の場合、複数購入した場合でも対象外となります。

Q25:生産性向上効果はどのように説明すればよいですか。

A:導入前後で、作業時間、工程数、消費電力量、人件費負担等がどの程度改善されるかを、可能な範囲で数値を用いて記載してください。

Q26:事業継続の意思はどのように確認しますか。

A:申請時に、今期を含む3か年分の経営計画を作成・提出していただきます。

また、補助事業実施後には、導入設備による生産性向上や事業効果等について、1年後を目安に実績報告をお願いしています。これらを通じて、今後の事業継続や経営改善に向けた取組状況を確認します。

Q27:事前相談はどのように申し込めばよいですか。

A:大仙市ホームページに掲載している「事前相談シート」に必要事項を記入のうえ、導入を検討している設備や経費の内容が分かる資料(カタログ、見積書等)をご準備いただき、商工業・若者チャレンジ振興課へメールまたは電話にてお申し込みください。

なお、本事業では事前相談を必須としております。申請前に設備内容や事業内容の確認を行いますので、ご相談ください。

お申し込み先 大仙市役所経済産業部 商工業・若者チャレンジ振興課

【電話】0187-63-1111(内線 266・276) 【メール】shoko@city.daisen.lg.jp

※メールの場合は件名に『生産性向上 事前相談』と記載ください。

## Q28:審査基準はありますか

A:要件確認に加え、以下の観点から総合的に審査します。

### <課題と事業との関連性>

現状の経営環境を分析した上で課題が整理されており、事業実施によって課題解決につながると客観的に判断できるかを確認します。

### <導入設備の適正性>

導入設備の仕様や能力が事業内容に対して適切であり、過剰なスペックとなっていないかを確認します。

### <省エネ・省力化における削減率の妥当性>

省エネ化によるエネルギー削減率や、省力化による工程削減率について、導入前後の比較が根拠に基づいているかを確認します。

### <事業効果の妥当性>

事業実施による効果が過大ではなく、実現可能性のある内容であるかを確認します。